

(別紙2)

介護保健施設サービスについて

(令和3年8月1日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

◇介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇更新申請・変更申請について

介護保険制度において、利用料は介護保険の要介護度により大きく変化します。『認定の有効期間』に十分ご注意ください、市町村の窓口で更新申請を行う必要があります。

更新申請の手続きは『認定の有効期間』の終了日の60日前から行うことができます。判定結果が出るまでは申請日から約1カ月を要するので、早めの更新申請をお願いいたします。

今の要介護度に該当しないと思われる場合は、有効期間中でも要介護度の「変更申請」を行うことも出来ます。この場合、市町村の窓口で申請した日まで認定結果が遡ります。そのため、変更申請をされる時は、必ず当施設までその旨をご連絡くださいようお願いいたします。また、結果が出ましたらお知らせいただきますよう重ねてお願いいたします。

2. 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際に利用者・利用者の身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療的ケア

介護保健施設は入院医療の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師や看護職員が常勤していますので、当施設長の判断により適切な医療的ケアを行います。当施設では、認定特定行為業務従事者認定を受けた介護福祉士が、必要時に口腔内・鼻腔内の喀痰吸引を施行する場合があります。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、機能訓練室以外の施設内で機能訓練を行うことがあります。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスをご提供します。

◇生活サービス

入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで安心して生活していただけるよう、常

に利用者の立場に配慮して生活をサポートしています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

従来型個室（基本型）

・要介護1	714 単位
・要介護2	759 単位
・要介護3	821 単位
・要介護4	874 単位
・要介護5	925 単位

多床室（基本型）

・要介護1	788 単位
・要介護2	836 単位
・要介護3	898 単位
・要介護4	949 単位
・要介護5	1,003 単位

(2) 加算

・初期加算	（入所後30日以内の期間）1日につき	30 単位
・短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	240 単位
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（週3日を限度）	1日につき	240 単位
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22 単位
・再入所時栄養連携加算	1人につき1回を限度	200 単位
・栄養マネジメント強化加算	1日につき	11 単位
・療養食加算	1回につき	6 単位
・経口移行加算（経管栄養の者を対象に180日を限度）	1日につき	28 単位
・経口維持加算（誤嚥が認められる者を対象）	1月につき	400 単位又は100 単位
・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（在宅強化型以外の場合）	1回につき	450 単位
・退所時等支援等加算		
○入退所前連携加算（Ⅱ）		400 単位
○退所時情報提供加算		500 単位
○入退所前連携加算（Ⅰ）		600 単位
○訪問看護指示加算	1人につき1回を限度	300 単位
・かかりつけ医連携薬剤調整加算	1人につき1回を限度	100 単位
・ターミナルケア加算	死亡日	1,700 単位
	・死亡日前日及び前々日	850 単位
	死亡日以前4～30日まで	1日につき 160 単位
	死亡日以前31～45日まで	1日につき 160 単位

※ターミナルケア加算は死亡月にまとめて算定するため、さざなみ苑を退所された翌月に亡くなった場合、入所されていない月についてもターミナルケア加算にかかる一部負担の請求を行う場合があります。

・身体拘束廃止未実施減算	1日につき	基本報酬△10%減
・外泊時費用：1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき		362 単位
算定、又、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき		800 単位を算定
・所定疾患施設療養費（Ⅰ）（1月に1回7日を限度）	1日につき	239 単位

- ・緊急時治療管理加算 1日につき 518単位
- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）又は（Ⅱ） 1月につき 3単位又は13単位
- ・排せつ支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は（Ⅲ）
1月につき 10単位又は15単位又は20単位
- ・介護職員改善処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき 算定した単位数に3.9%を乗じた単位数
- ・安全対策体制加算 入所初日に限り20単位
- ・自立支援促進加算 1月につき300単位
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ） 1月につき40単位又は60単位

※金額換算について

介護保険施設サービス所定単位により算定した単位数に1単位10円を乗じた額の1割、2割若しくは3割（平成30年8月以降）負担となります。なお、給付制限のある場合には、負担割合が異なります。

※区分支給限度基準額について

区分支給限度基準額を超えた単位数については、自費請求いたします。

※基本施設サービス費について

介護保険法第8条第28項の改正により、介護老人保健施設の役割について、在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設及びリハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設として明確化されたことに鑑み、平成30年度介護報酬改定において、在宅復帰の状況及びベッド回転率等を指標とした報酬体系へ移行したことから、一定の要件を満たさない場合は「その他型」、満たしている場合は「基本型」等の基本施設サービス費を請求することになります。詳しくは、支援相談員又は事務窓口までお問い合わせください。

（3）食費及び居住費

食費及び居住費の1日の利用者負担額は、介護保険負担限度額認定証に記載されている負担限度額で、各段階で次のようになっています。

○食費⇒第一段階（300円）、第二段階（390円）、第三段階①（650円）、第三段階②（1,360円）、第四段階（1,700円）となります。

○居住費

従来型個室⇒第一・第二段階（490円）、第三段階①②（1,310円）、第四段階（1,668円）となります。

多床室⇒第一段階（0円）、第二・第三段階①②（370円）、第四段階（377円）となります。

なお、第四段階については、施設と利用者の契約によります。

(4) その他の料金

別紙 料金表をご覧ください。

※私物洗濯を当施設に依頼される場合、月に 5,500 円（税込）となります。

なお、業務用洗濯機により洗濯乾燥を行いますので、縮み等衣類を傷めてしまう恐れがあることから、ウール素材やフリース素材など高価な生地ものは持ち込まないで下さい。

※感染症の発生や排泄に失敗した場合など、洗濯代の費用を別途徴収させていただきます。

※業者洗濯を利用する場合は、毛糸混入製品の着用はご遠慮下さい。

※毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払い下さい。

（お支払いいただきますと領収書を発行いたします。）

※お支払い方法は、現金、銀行振込または口座振替のいずれかをお願いします。なお、銀行振込及び口座振込をご希望の方は、1 階事務所までお尋ね下さい。口座振替の場合は手数料として別途 1 1 0 円（税込）をご負担していただきます。

※銀行振込及び口座振替の方の領収書につきましては翌月の請求書に同封してご郵送いたします。